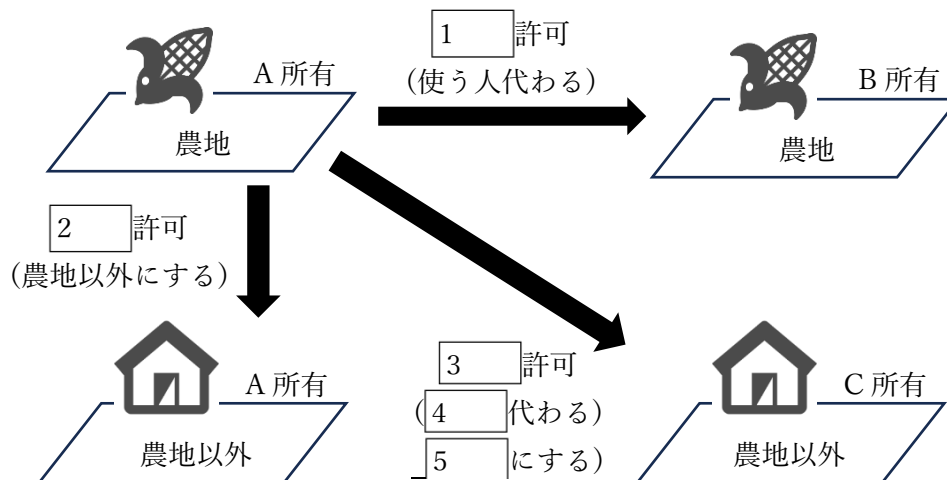


第4章 農地法

問1. 農地法の全体像について、以下の空欄を埋めよ。

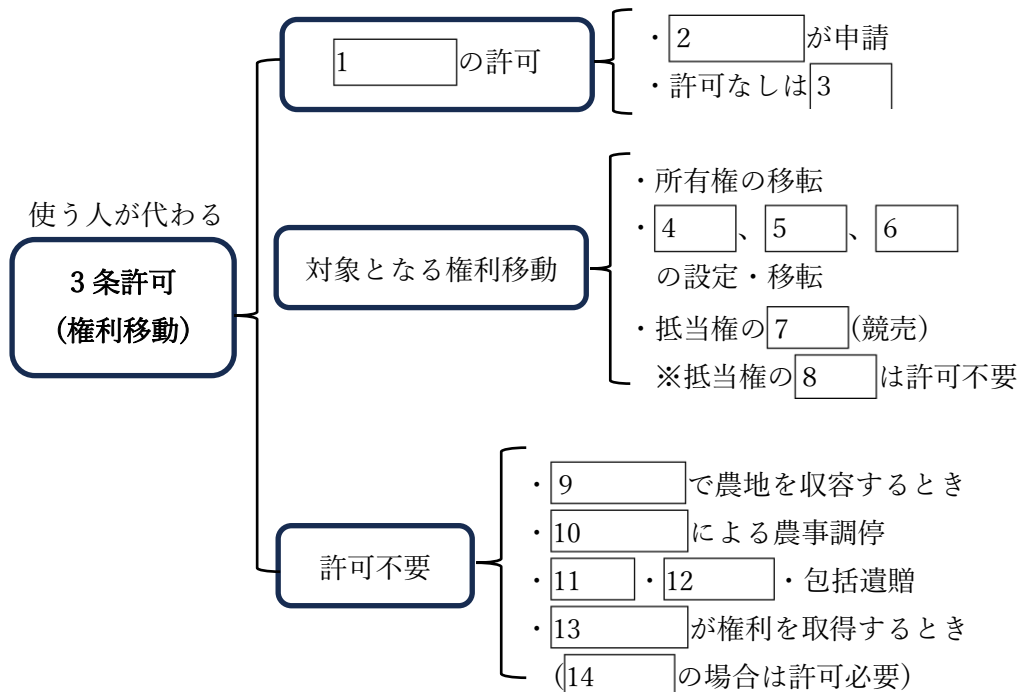


○農地であるかどうかの判断は、登記簿上の地目ではなく、6 や 7 で判断する。

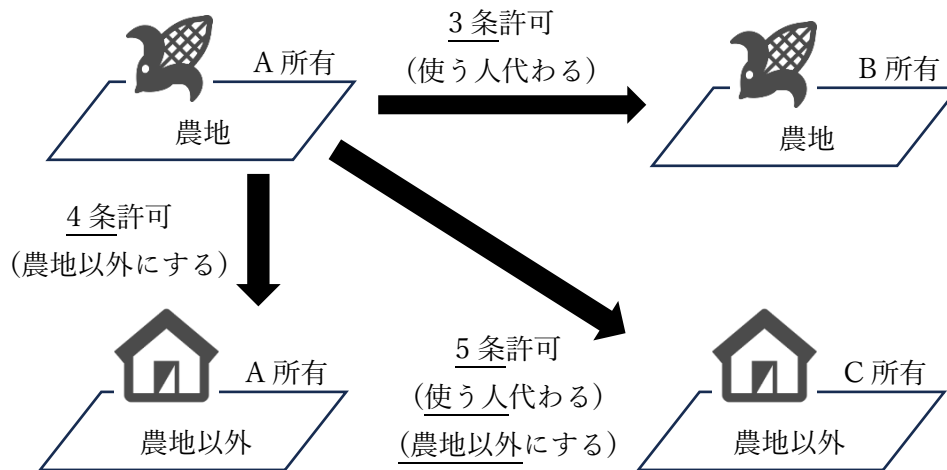
一時的に休耕している土地は農地だが、一時的な 8 は農地とはならない。

○4条・5条の許可なしで転用を行った場合、9 命令や 10 命令を受ける場合がある

問2. 農地の権利移動の制限(農地法3条許可)について、以下の空欄を埋めよ。



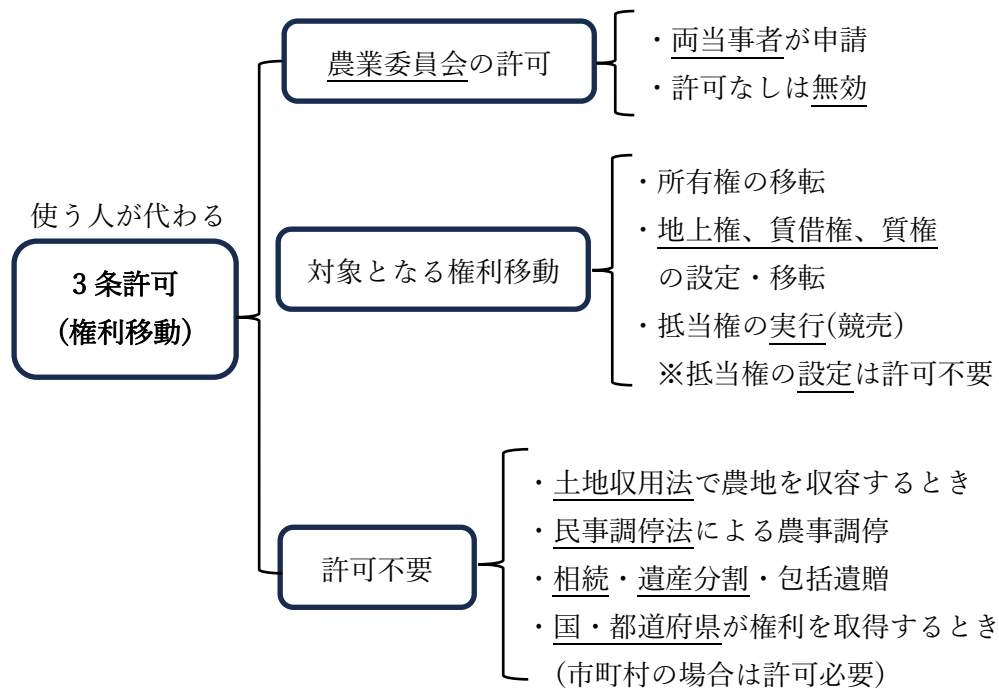
【解答1】農地法の全体像



○農地であるかどうかの判断は、登記簿上の地目ではなく、現況や継続的な利用状態で判断する。一時的に休耕している土地は農地だが、一時的な家庭菜園は農地とはならない。

○4条・5条の許可なしで転用を行った場合、工事停止命令や原状回復命令を受ける場合がある

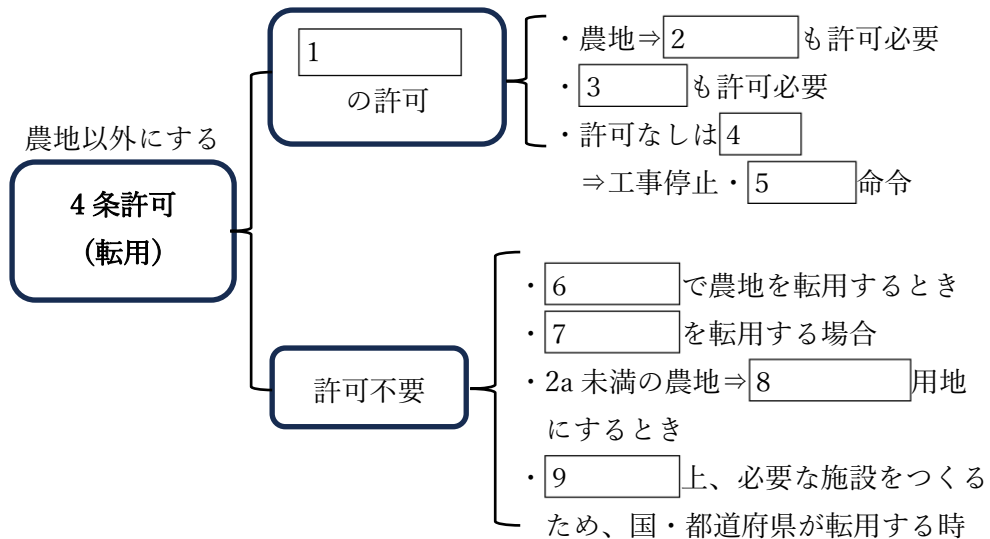
【解答2】農地の権利移動の制限(農地法3条許可)



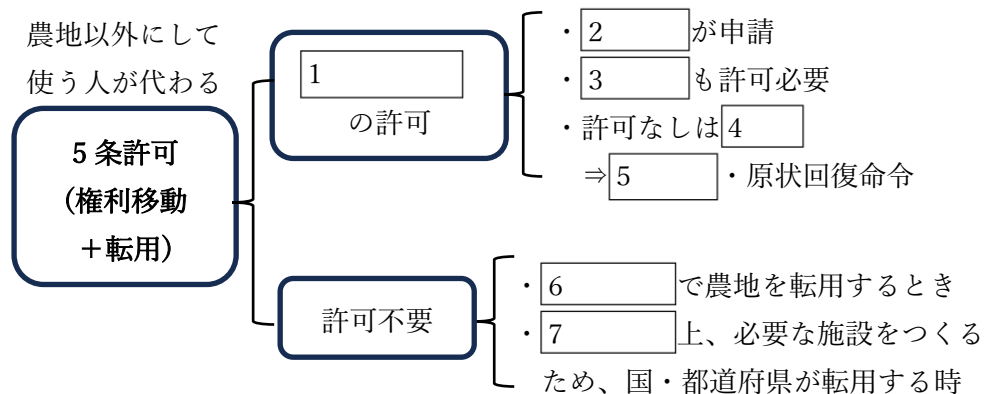
【思い出す】解答を見ずに、以下の内容を説明せよ。

- 農地法の3条・4条・5条許可が必要な行為はどのようなものか。
- 農地法3条許可の対象となる権利移動の例を挙げよ。
- 農地法3条許可が不要となる例を4つほど挙げよ。

問3. 農地の転用の制限(農地法4条許可)について、以下の空欄を埋めよ。



問4. 農地の転用目的の権利移動(農地法5条許可)について、以下の空欄を埋めよ。

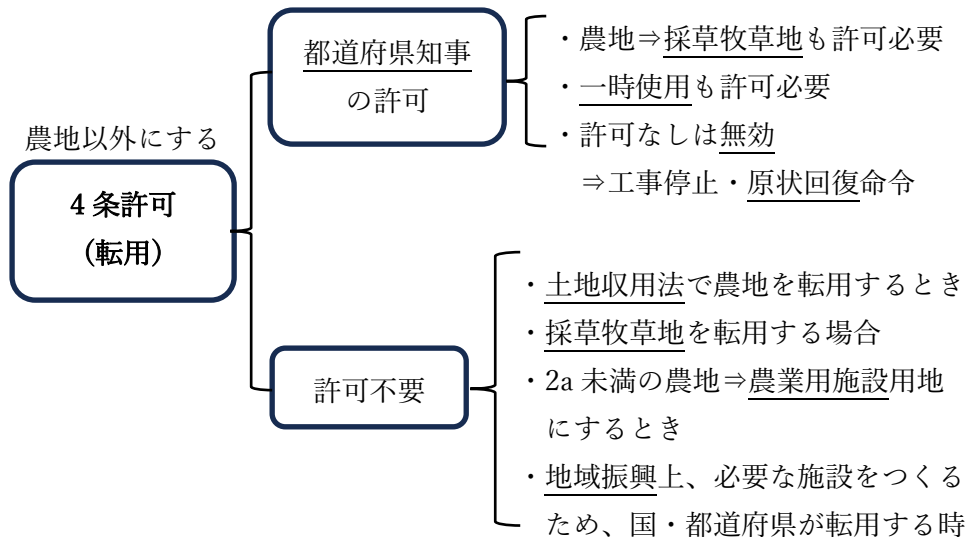


問5. 以下の空欄を埋めよ。

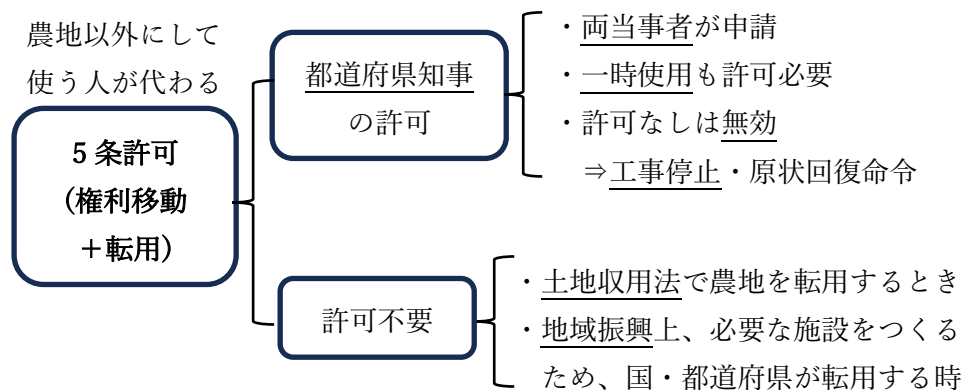
○1 内の農地を転用する場合、あらかじめ農業委員会への2 をすれば、4条・5条許可は不要となる。ただし、権利移動をする場合は相変わらず農業委員会の3 が必要となる。

○農地または採草牧草地の賃貸借において、4 がなくとも、その5 があれば第三者に對抗することができる。

【解答3】農地の転用の制限(農地法4条許可)



【解答4】農地の転用目的の権利移動(農地法5条許可)



【解答5】その他のポイント

○市街化区域内の農地を転用する場合、あらかじめ農業委員会への届出をすれば、4条・5条許可は不要となる。ただし、権利移動をする場合は、相変わらず農業委員会の許可が必要となる。

○農地または採草牧草地の賃貸借において、登記がなくとも、その引渡しがあれば第三者に對抗することができる。

【思い出す】解答を見ずに、以下の内容を説明せよ。

1. 農地法の4条許可が不要な場合の例を4つ挙げよ。
2. 農地法の5条許可が不要な場合の例を2つ挙げよ。
3. 市街化区域内の農地を転用する場合、どういう手続きをすれば、4・5条許可が不要になるか